

お知らせ

！掲載情報は2月17日時点のものですが、内容変更の場合がありますので、市庁や各問い合せ先で最新情報をご確認ください。



令和5年度版 ①ごみカレンダー ②健康ガイドとろざわを配布

各世帯に配布します。配布期限までに届かない場合はお問い合わせください。

- ①家庭の資源とごみの分け方・出し方(ごみカレンダー)
配布期限 3月18日(土)
- ②資源循環推進課
☎2998・9146



- ②健康ガイドとろざわ
配布期限 3月31日(金)
- ◎乳幼児健診、健康教室、予防接種がん検診(申し込みはがき付き)などの情報を掲載しています。
- 問保健医療課☎2998・9385

4月1日から組織が変わります

経営企画課に公民連携推進室を教育センターに教育デジタル推進室を設置。生涯学習推進センターを社

3月の休日漏水修繕当番店

会教育課の機関及び施設として移管します。
問経営企画課☎2998・9007

日	当番店	電話番号
4日(土)	(有)マコト設備工業	2922-5578
5日(日)	(株)貫井産業	2993-0110
11日(土)	(有)兼六工業	2922-1877
12日(日)	(株)糟谷設備工業所	2923-8888
18日(土)	(株)協立管工	2948-5515
19日(日)	(有)伏見設備工業	2948-3328
21日(火)	(株)貫井産業	2993-0110
25日(土)	(株)ミヤザキ	2948-7650
26日(日)	城島設備工業(株)	2948-8737

24時間(当日午前8時30分〜翌日午前8時30分)受け付けています。当番店に直接ご連絡ください。
問所沢市管工事業協同組合☎2922・6185
☎2922・9614

就職・退職時の国民年金の手続き

◆就職した方
就職して、勤務先の厚生年金や共済組合に加入した方は、市役所での手続きは不要です。

◆退職した方
退職などで厚生年金の資格を喪失した20〜59歳の方は、国民年金第1号への加入手続きが必要ですが、また、その方が64歳以下であっても、扶養に入っていた配偶者が20〜59歳の場合には、配偶者の国民年金第3号から第1号への種別変更手続きが必要です。



本人や配偶者の基礎年金番号がマイナンバーがわかるもの、本人確認書類、退職日の証明書(退職証明書や資格喪失証明書、離職票など)

◎退職と同時に厚生年金や共済組合に加入している配偶者の扶養に入る場合は、配偶者の勤務先で手続きが必要です。マイナンバーからの手続きは日本年金機構☎をご確認ください。
問市民課(国民年金担当)☎2998・9095、所沢年金事務所☎2998・0170



就職・退職時の児童手当の手続き

児童手当を受けている方が公務員になる場合は、市に消滅届、職場で新規申請が必要です。また、公務員を退職等する場合は、市に新規申請が必要です。

◆公務員になる方
所沢市で児童手当を受給している方が公務員になる場合(独立行政法人等勤務者を除く)は、
子ども支援課に「児童手当・特例給付受給事由消滅届」と公務員になったことが分かる書類(辞令の写し等)を提出してください。



退職した方

勤務先で児童手当を受給している方が公務員を退職(独立行政法人等への出向を含む)する場合は、子ども支援課に「児童手当・特定給付認定請求書」を提出してください。
◎退職した翌日から15日以内に申請により、退職した月の翌月から所沢市より支給いたします。
問子ども支援課
☎2998・9124

育英・遺児奨学金制度

経済的理由で就学困難な市内在住の素行良好・成績優秀な高校生に、奨学金を支給します。令和4年中の所得で判断します。(基準あり)

◆育英奨学金
4月から高校・高専に入学が決定または現在在学中で4月以降も在

学予定の生徒で、本人や保護者が市税を滞納していない方
支給額 月額5千円
◎各学年40人の範囲内で支給を決定します。

遺児奨学金

両親または父母のいずれかを亡くし、4月から高校・高専に入学が決定または現在在学中で4月以降も在学予定の生徒で、本人や保護者が市税を滞納していない方
支給額 月額5千円
問問 3月31日(金)までに①申請書②学校長の推薦書③誓約書④在学が発行する成績証明書⑤父か母または父母双方の死亡が記載されている戸籍簿または改正原戸籍(遺児奨学金の場合のみ)⑥収入のある家族全員の4年中の所得証明(源泉徴収票など)を市役所2階子ども支援課に直接・郵送
☎2998・9124
◎①③は市庁(Q奨学金)で入手できます。



所沢カルチャーパーク 多目的広場の利用申し込み

申込対象期間 4〜7月(水曜除く)
利用区分 ▼午前9時〜正午 ▼午後1時〜4時(終日利用可)
施設の概要 芝生70m×70m、フェンスの高さ3m(野球、ソフトボールは利用不可)
日 3月9日(木)午後6時〜7時
場 市役所6階602会議室

過半数が市内在住・在勤・在学の団体
◎新規に利用する団体は、事前にご連絡ください。
問公園課☎2998・9196



軽自動車・バイクの申告は3月31日(金)まで

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在登録されている方に、その年度分が全額課税されます。年度途中で廃車にしても月割の返還などはありません。
次に該当する方は、**3月31日(金)までに申告**してください。

▶廃棄処分した▶盗難にあった(警察への届け出とは別に廃車の申告が必要)▶譲渡した▶登録名義人が亡くなった▶市外へ転出した
◎第三者に手続きを依頼した場合は、手続きが完了していることを確認してください。

車種	取り扱い窓口	手続きに必要なもの
原動機付自転車(125cc以下)	市役所2階 市民税課 ☎2998-9064	▶所沢市のナンバープレート▶標識交付証明書▶譲渡証明書(名義変更の場合)
小型特殊自動車		
軽二輪(125cc超〜250cc以下)	埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2029	取り扱い窓口にお問い合わせください
二輪の小型自動車(250cc超)	軽自動車検査協会 埼玉事務所所沢支所 ☎050-3816-3111	
軽四輪など		

重度心身障害者 タクシー券・ガソリン費補助の申請をお忘れなく

タクシー券

令和4年度分の県外利用分補助の申請期限は4月28日(金)です。4年度にタクシー券の交付を受けている方には、3月下旬頃に5年度のタクシー券を郵送します。

ガソリン費補助

令和4年度分の請求書提出期限は3月31日(金)です。



タクシー券とガソリン費補助の切り替え

期間 4月3日(月)〜28日(金)(期間外の切り替え不可)

切り替え	持ち物
タクシー券 ↓ ガソリン費補助	▶障害者手帳▶運転者の運転免許証(写し可)▶車検証(写し可)▶障害者本人名義の金融機関の本支店名・口座番号▶タクシー補助認定証▶未使用の令和5年度タクシー券 ◎タクシー券を1枚でも使用した場合は、ガソリン費補助に切り替えできません。
ガソリン費補助 ↓ タクシー券	▶障害者手帳▶ガソリン費補助資格認定証

問市役所1階障害福祉課に直接
☎2998-9116 ☎2998-1147

◎施設に入所した方、3カ月以上入院している方は、補助対象外です。喪失届を提出してください。